

主要生活道路沿道の皆様、ご協力ありがとうございます

沿道の皆様のご協力によって、主要生活道路の拡幅整備や公園・小広場の整備が進み、地域の防災性が向上しています。改めまして、地権者ほか関係者の皆様に感謝申し上げます。

従前



従後



みなみ広場拡張整備(令和4年度完成)



(仮称)四つ木二丁目公園 工事状況
(左：砂場、右：パーゴラ)
(令和6年2月初旬時点)



東四つ木三丁目 主要生活道路
(令和6年度道路整備予定)

問合せ先

葛飾区 都市整備部 都市計画課 密集地域整備第二係 ☎03(5654)8345
葛飾区立石5-13-1 葛飾区役所本庁舎 本館4階 424
担当：鈴木・細川

四つ木一・二丁目地区、東四つ木三・四丁目地区

まちづくり通信

葛飾区
第25号
令和6年3月

葛飾区 都市整備部 都市計画課 密集地域整備第二係

はじめに

日ごろより葛飾区の街づくり事業にご理解とご協力をいただきありがとうございます。葛飾区では、密集事業による主要生活道路の拡幅整備や公園・小広場の整備、不燃化特区の支援制度により、災害に強い街づくりを進めています。

ニュース1

不燃化特区の支援制度

令和7年まで

最新情報については、葛飾区公式サイトを確認するか、直接お問い合わせください。

①老朽建築物除却助成

次のいずれかの建物を取壊して
更地化(除却)する場合

- ・昭和56年5月31日以前に建築された木造等建物
- ・区の調査により危険であると認められた空き家等

除却費に対して **最大200万円**

②不燃化建替え助成

次の築年数を超えている住宅を準耐火建築物等に建替える場合

- ・木造モルタル・・・13年4か月
- ・木造・・・14年8か月
- ・軽量鉄骨造・・・18年

除却費、設計・工事監理費の合計に対して
最大200万円

さらに、**建築工事費の一部も助成**します。

③専門家派遣

建替えに伴うお悩みごとをお持ちの方に、弁護士や一級建築士などの専門家を**無料で派遣**

「今の敷地で、どのくらいの大きさの建物が建てられる？」

一級建築士が、**建築プラン**などに助言

「未相続の建物を建替える時はどうすればいい？」

弁護士が必要な手続きなどを**アドバイス** など

たとえば...



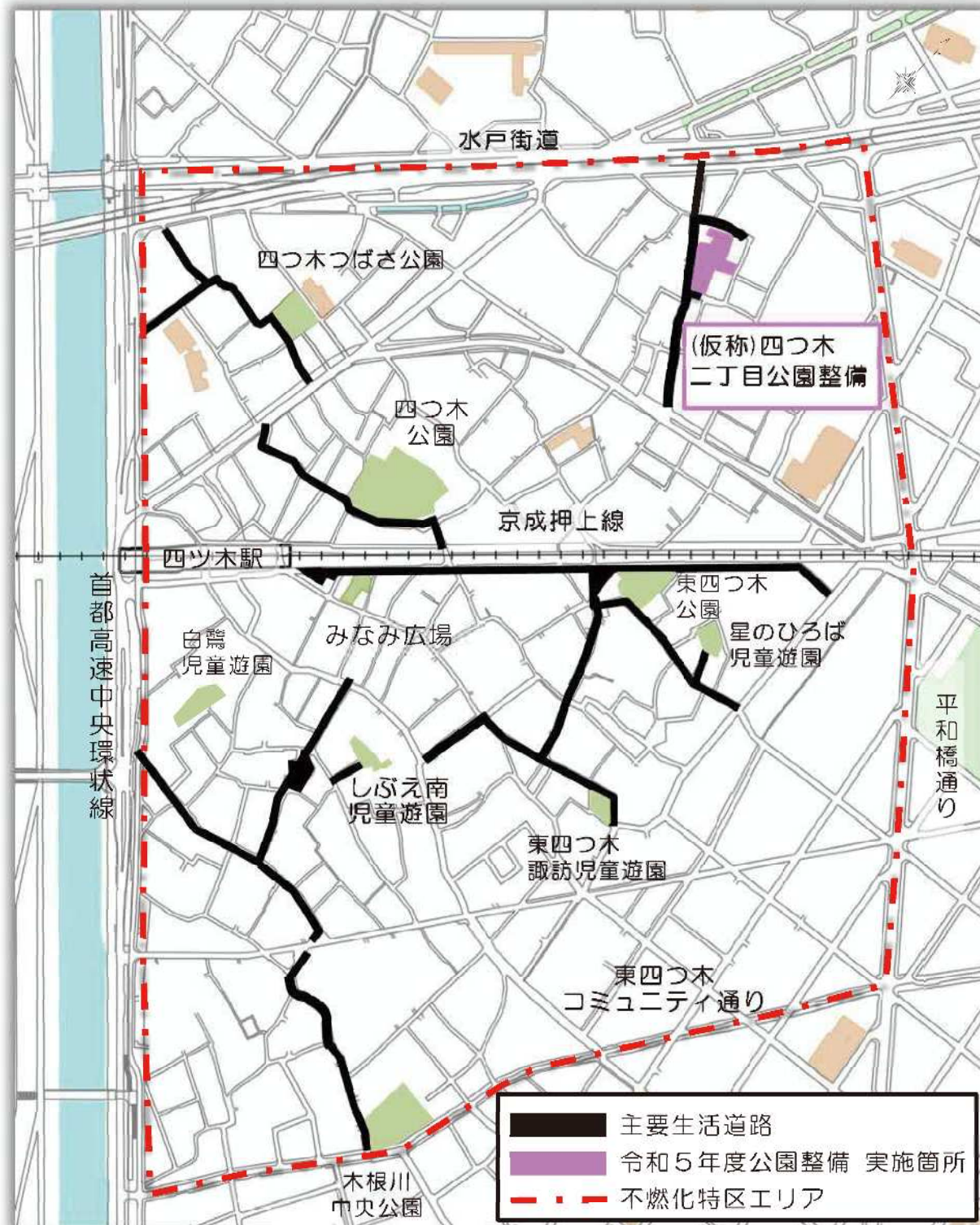
④固定資産税・都市計画税の減免

▶ 老朽建築物を除却し、更地になった土地 **最大80%減免** (最長5年間)

▶ 不燃化のために建替えた建築物 **最大100%減免** (5年間)

ニュース2 密集事業進捗状況 (令和6年1月末時点)

葛飾区では、地権者ほか関係者の皆様のご協力を得ながら、密集事業による幅員 6m の主要生活道路や公園・小広場について、整備を進めております。



不燃化特区や密集事業、街づくりについては、葛飾区ホームページからご確認ください。

葛飾区 防災街づくり 検索



ニュース3 (仮称)四つ木二丁目公園の整備状況

現在、令和6年3月下旬の工事完了に向けて、整備を進めています。この公園は、災害時、地域やボランティアの人たちによる消火や炊き出し、応急活動などを行う防災活動拠点として防災施設が備わっています。

開園まであと少し。皆様、ぜひお越しください。

<整備される防災施設>

マンホールトイレ・災害時分電盤・防火井戸・防災パーゴラ・かまどベンチ・防災倉庫。
(令和6年3月23日(土)午後開園予定 ※予定は変更となる場合があります。)



完成イメージ図



工事写真(左:防災倉庫、右:防災パーゴラ)

ニュース4 事業スケジュール



令和5年度 > 令和6年度 > 令和7年度 >> 令和8年度以降

密集事業	密集事業による道路・公園の整備(四つ木地区)(令和5年度まで)
不燃化特区	不燃化特区による老朽木造住宅等建替え助成等
地区計画	地区計画(防災街区整備地区計画)によるまちづくり(規制・誘導)

四つ木地区は、21年間(平成15年度~令和5年度)にわたって密集事業を進めてまいりました。

道路や公園などの整備が進み、地区の防災性の向上に一定の成果が上がったことから、四つ木地区は令和5年度で密集事業を完了します。

(東四つ木地区は、令和4年度で完了)

なお、事業完了後の道路拡幅等用地の取得は、更地での買収が条件となり、土地代金のみのお支払いとなります。

(建物移転等補償金はお支払いできません)